

第 1 章 ごみ処理基本計画の概要

1. 計画改訂の趣旨・目的

私たちの利便性に富んだ豊かなライフスタイルの充実は、それを支える大量生産・大量消費型の社会経済活動から成り立っており、それに伴う大量廃棄型の社会を形成しているのが現状です。

ごみとして排出される廃棄物は、ごみ質の多様化による適正処理が困難な状況や不法投棄、最終処分場のひっ迫などの問題を引き起こし、かつ、天然資源の枯渇や地球温暖化などの環境問題とも複雑に絡み合っています。

本市では、それらを踏まえながら、一般廃棄物処理に関しての必要な施策等を推進するため、平成 27 年度（初年度）から令和 11 年度（目標年度）を計画期間とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、設定した目標値に向け、ごみの適正処理及び減量化並びに資源循環型社会の構築を促進してきました。しかしながら、計画の中間目標年度である令和元年度実績値は、ごみの総排出量、1 人 1 日当たりの排出量、資源化率いずれも目標達成には至りませんでした。

現計画策定から 5 年が経過する間、本市では、上位計画である「別府市総合計画」と「別府市総合戦略」を一体的に策定し、ごみの発生抑制、排出抑制、資源化及び適正処理の推進といった施策の方向性を示すとともに、基礎資料とした「改訂版別府市人口ビジョン」において、2060 年に 92,434 人の人口を確保するという将来展望を掲げました。この度の計画改訂では、これらと整合性を図った新たな目標値を設定し、更なるごみの減量化、及び資源循環型社会形成を目指します。

2. 計画の基本事項

(1) 計画の位置付け

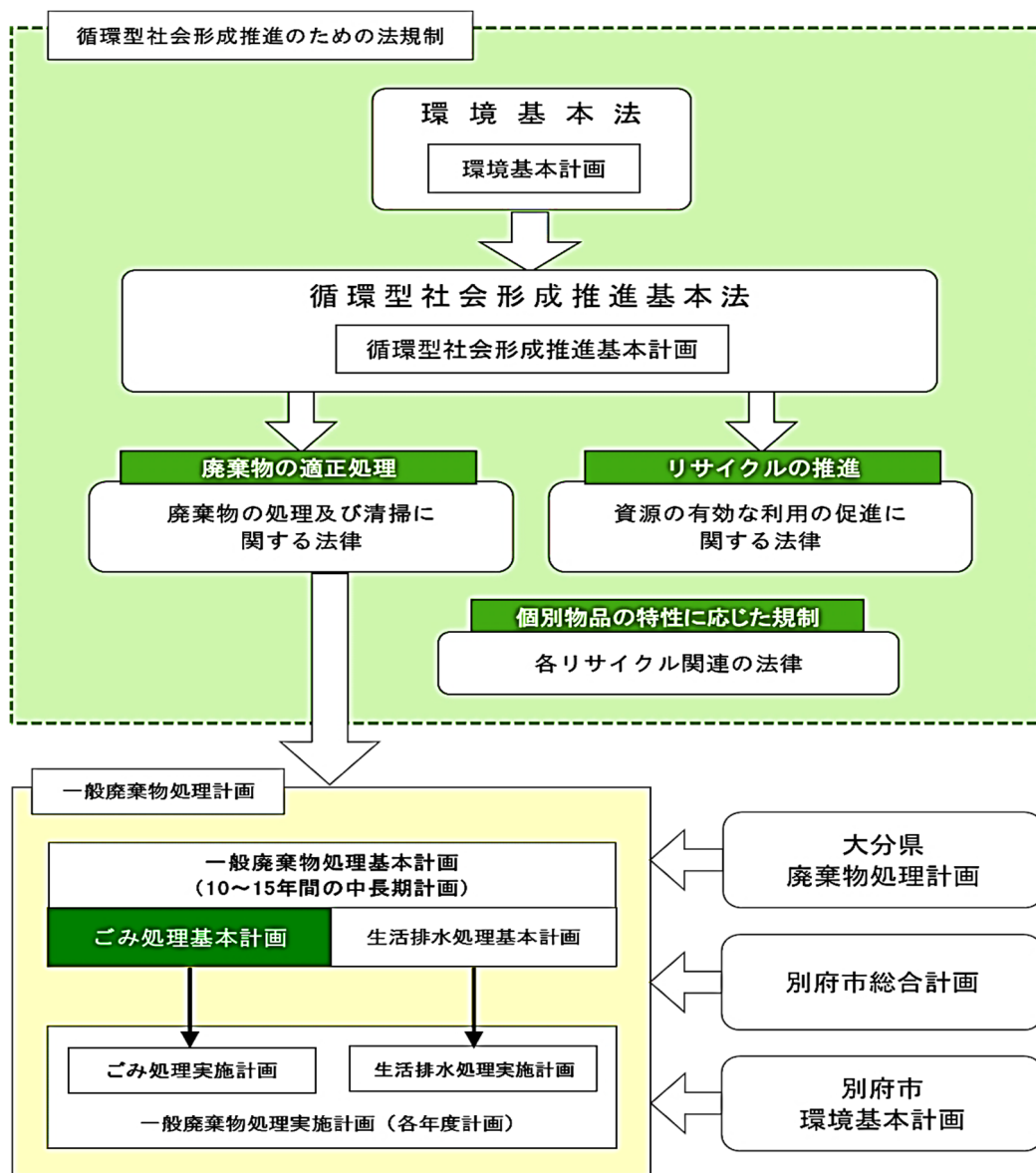
市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画の実施に必要な施策を各年度毎に定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるもの

であり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定）本計画は、このうちごみ処理基本計画に該当するものであり、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月15日付環廃対発第1609152号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を参考として策定するものであり、別府市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

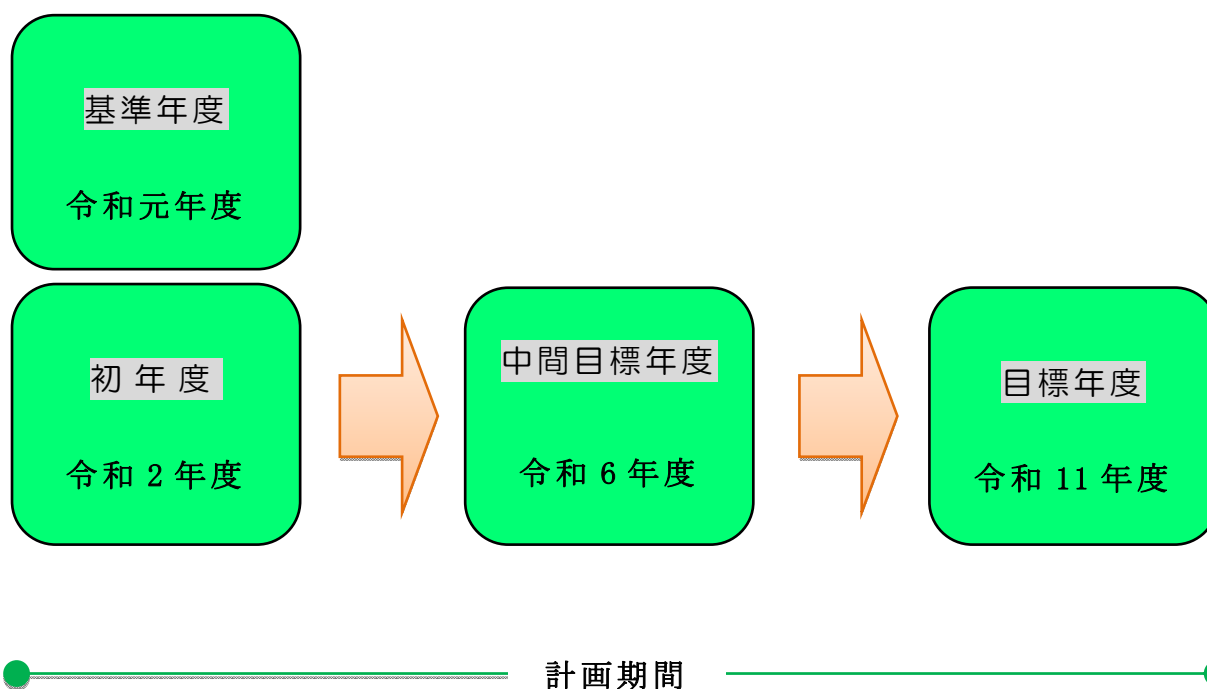
計画の位置付けについては、以下の図1-2-1に示すとおりです。

図 1-2-1



3. 計画の目標年度

本計画の期間は、令和 2 年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とする 10 年計画とします。また、本計画の基準年度は、処理実績値等が確定している令和元年度に設定し、令和 6 年度を中間目標年度と定めて計画の進捗状況等により見直しを行うものとします。



4. 計画の対象区域

計画対象区域については、別府市内全域を対象とします。

5. 計画の策定手順

別府市のごみ処理の現況及び施策事業等並びに地域の将来構想を勘案し、それらを総合的に精査しながら、本計画を策定します。